

## 新型コロナウイルスの感染予防に向けた会員のサービス上の取り扱い

### (1) 会員本人が罹患した場合

① 就業を行わない。

② 復職について

医師等により復職可能の旨の指示があった場合とし、必ずしも診断書などの提出書類を求めるところはない。

### (2) 会員家族が罹患した場合

◆ 医療機関等に連絡した上で、医師等の指示に従う。

① 会員本人が濃厚接触者となった場合には、検査結果が出るまでは、(1)の①の対応とする。

検査結果が陰性であった場合には、原則、陰性の結果から 5日間 が経過するまで、(1)の①の対応とする。なお、5日間 経過後については就業可能とする。

検査を受けられない場合には、家族の陽性が確定した日の翌日から起算して 5日間 が経過するまで、(1)の①の対応とし、5日間 経過後については就業可能とする。

② 会員本人が検査の必要が無いと判断され、本人に風邪の症状等が無い場合には就業可能とし、症状等がある場合には就業を自粛する。

### (3) 会員家族が検査対象となった場合

◆ 家族の検査結果が出るまでは、(1)の①の対応となる。

家族の検査結果が、陰性であった場合には、就業可能とする。

### (4) 職場において罹患しているものと濃厚接触した場合

◆医療機関等に連絡した上で、医師等の指示に従う。

その後の対応は、(2)と同様の対応とする。

なお、検査が必要となった場合には罹患者と濃厚接触した会員は、(3)と同様とする。

#### (5)同居家族等が濃厚接触者に当たるかどうか不明な場合

濃厚接触者となる可能性のある同居親族等に風邪の症状がある場合には、同居家族等を医療機関に受診させたうえ、検査結果がでるまで(1)の①の対応とする。検査結果が陰性であり、同居親族等及び会員本人に風邪の症状がない場合は就業可能とする。

濃厚接触者となる可能性のある同居親族等に風邪の症状が無く、陽性者との接触状況などから感染リスクが低いと考えられる場合には、原則として就業可能とする。ただし、感染リスク、就業先の状況等に応じて(1)の①とすることも可能。

#### (6)発熱など、風邪の症状がある場合

◆就業を自粛し、療養への専念を求める。

◆検温するなど、自身の体調管理を徹底すること。

なお、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬が無い状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、就業する際には風邪の症状がないことを確認すること。

家族等に発熱など、風邪の症状が有る場合にも、同様に就業を自粛し自身の体調の変化に注意すること。

#### (7)就業時間中に発熱など、風邪の症状が出た場合

◆速やかに帰宅し、療養への専念を求める。

#### (8)会員が罹患した、または罹患の疑いの場合

◆速やかに事務局へ報告すること。

#### (9)その他

①外出先から戻った際などの手洗い、うがいを徹底、また、人混みなどでは、マスクを着用する

など、自身の身を守ること。

②不要不急の外出を自粛すること。

③自身の健康状況の正確な把握のため、毎日、朝の体温測定を行うこと。